

鳥取県立米子高等学校いじめ防止等基本方針

鳥取県立米子高等学校

1 はじめに

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という。）及びこの法を受けて定められた「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 7 月改訂。以下、「県方針」という。）に基づき、鳥取県立米子高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する必要な事項を定めることにより、いじめ防止のための実効性のある組織の構築や、いじめの未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うことをねらいとする。

2 いじめに対する基本方針

（1）いじめの定義

いじめの定義は、法第 2 条 1 項による。

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（法第 2 条 3 項）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

※具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（2）いじめに対する基本的な認識

（ア）いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

（イ）いじめ防止への取組

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

(ウ) 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

(エ) 積極的ないじめ認知への考え方

生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐ。

(オ) 生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめに対する理解を深めることが大切である。

(カ) 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有する。その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、生徒に対し規範意識を養うための指導その他の必要な養育・指導を行うよう努めるものとする。(法9条1項)

また、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。(法9条2項)

(キ) 学校関係者と地域、家庭との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行うこととする。

(ク) 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安心・安全な社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

3 いじめの防止のための方針と組織

(1) 鳥取県立米子高等学校いじめ防止等基本方針の策定・見直し

校長は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や、鳥取県の「県方針」、「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック～笑顔でつながる～」及び「鳥取県いじめ対応マニュアル～いじめの重大事態から学ぶ～」等を参酌して「鳥取県立米子高等学校いじめ防止等基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成して、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図る。(法13条)

なお、「基本方針」の策定・見直しを行うにあたっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞きながら行うよう努める。また、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

(ア) 学校評価への位置付け

校長は、「基本方針」に基づくいじめの防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。その際、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

(イ) 基本方針の説明

校長は、「基本方針」を、学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者、地域住民が容易に目にする措置を講ずるとともに、その内容を生徒、保護者等に説明する。(法15条2項)

(2) 学校いじめ対策組織と情報を集約する担当

個々の教職員が抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、組織で対応できるよう、「いじめ対策委員会」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。(法 22 条)

生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約するしくみをつくる。

そのため、その情報を集約・整理する担当(以下、「いじめ防止担当」という。)を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い、いじめ対策委員会の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行う。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

いじめ対策委員会は、具体的に次に掲げる役割を持つ。

○未然防止

いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行う。

○早期発見

いじめと疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行う。

○早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。

(4) いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、主幹教諭、いじめ防止担当(保健・教育相談部主任)、教育相談担当教員、特別支援教育担当教員、生徒指導主事、人権教育主任、各学年主任、当該担任(加害生徒・被害生徒)

【以下、適宜追加】

養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、スクールサポーター、保護者代表、生徒代表 等(法 22 条)

4 未然防止の取組

(1) 魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、学校は、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを行う。

(2) 管理職のリーダーシップ

管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

(3) 教職員の対応と意識向上

教職員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って生徒の指導に当たるとともに、学校は、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。また、7月・12月に「ハイパーQU(6月・11月実施)」結果に関する学年会、4月に「新旧担任連絡会」、「特別支援教育職員研修会」、適宜クラス毎の「教科担当者会議」を開催し、指導スキルの向上と指導方法の統一を図る。(法 18 条 2 項)

(4) 配慮が必要な生徒への日頃からの対応

被災生徒など、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある生徒や、その他の配慮が

必要な生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

具体的には、教育相談担当教員、特別支援教育担当教員、スクールカウンセラーを中心として、「気になる生徒」の情報収集、「配慮を要する生徒」の個別支援計画等の策定、関係機関との連携等により、教育相談体制を充実させる。

(5) 道徳教育及び体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。

(6) 自ら考え、行動する力の育成

人権教育LHR等のホームルーム活動や、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み（法 15 条 2 項）、いじめに直面したときに適切な行動ができる生徒の育成をめざす。

(7) インターネット上のいじめの防止

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。（法 19 条）

(8) 心理検査等の諸検査の活用

「hyper-QU」等の心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や生徒個々の理解を深めるように努める。

5 早期発見

(1) アンケート調査、個人面談の実施

日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、「いじめに関するアンケート」（年 2 回、5 月・10 月）、「hyper-QU」（年 2 回、6 月・11 月）、「学校生活に関するアンケート」（年 1 回、9 月）の実施・分析や、1 学期及び 2 学期に実施する面接、学年教育相談連絡会等の計画的な教育相談の実施等、生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める。（法 16 条 1 項）

(2) 生徒の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など生徒の協力が必要となるため、生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

(3) 積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、管理職は、リーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにいじめ防止担当を通じていじめ対策委員会に報告・相談する。

6 早期対応・事案対処

(1) いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかにいじめ対策委員会で協議し、学校の組織的な対応につなげる。

（２）いじめの事実確認

生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。（法 23 条 2 項）

なお教職員は、「基本方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

（３）いじめを受けた、いじめを行った生徒やその保護者への対応

いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。（法 23 条 3 項）

（４）犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。（法 23 条 6 項）

（５）いじめに対する措置

教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。（法 25 条）

必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。（法 23 条 4 項）

また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行う。

（６）配慮が必要な生徒への支援

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

（７）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

（８）生徒又は保護者からの申立てへの対応

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（９）いじめの解消

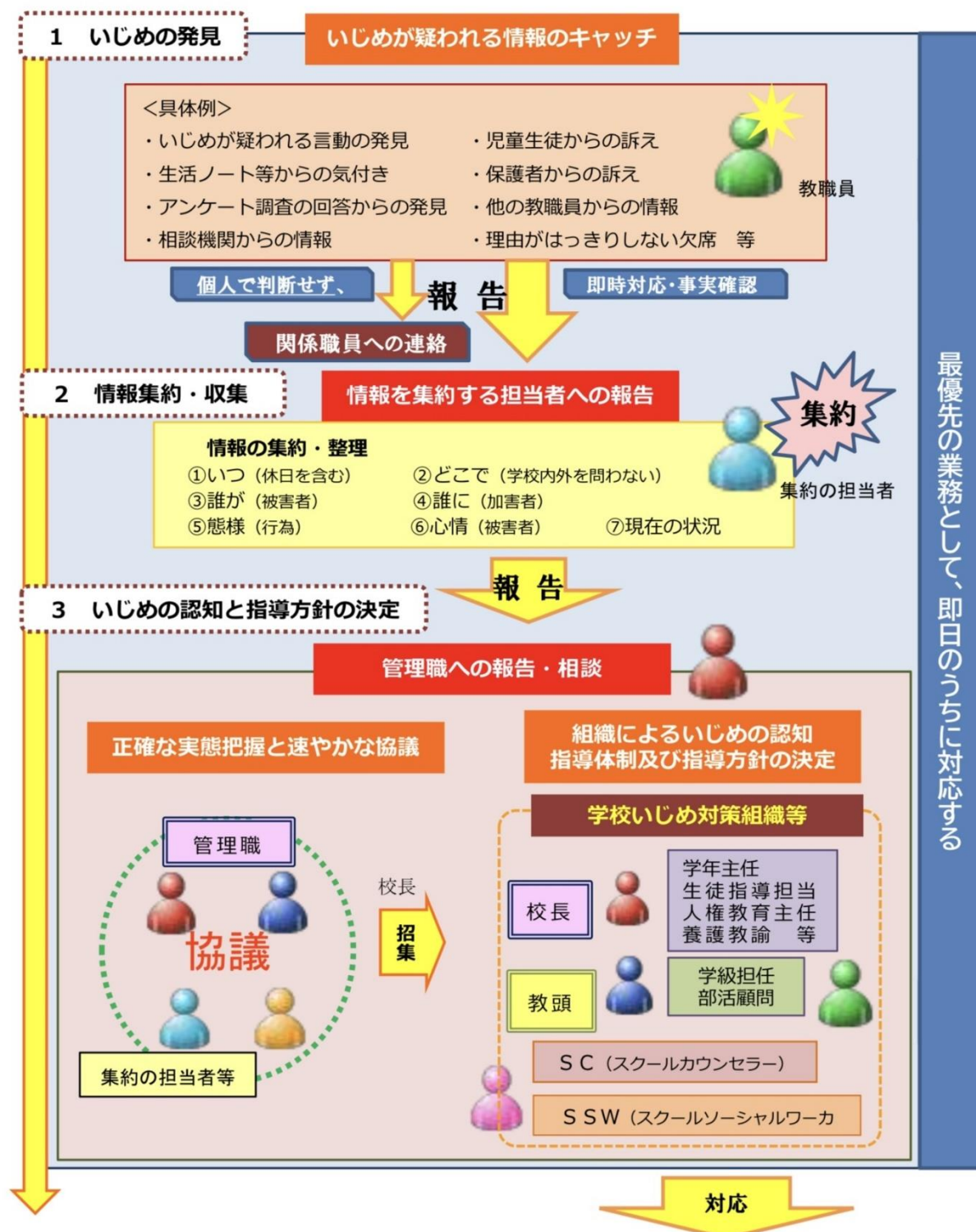
教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

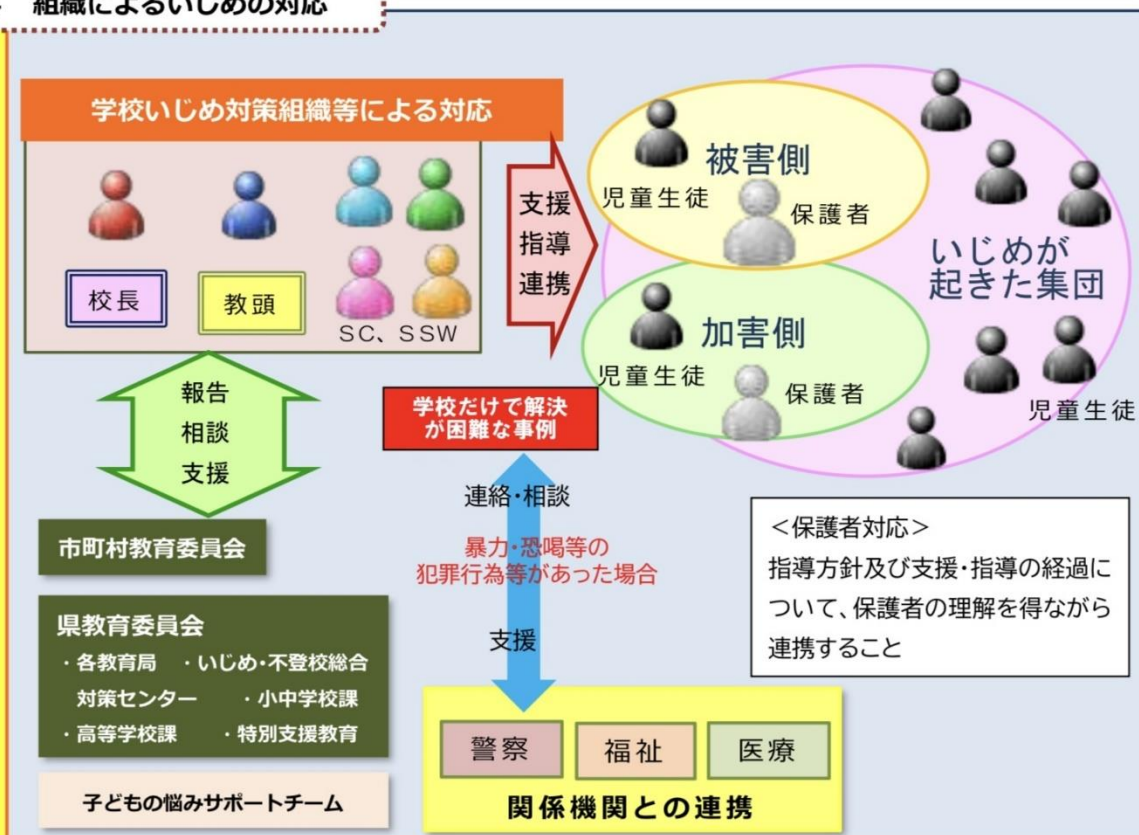
- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも 3 か月を目安）
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(3) いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図



4 組織によるいじめの対応



5 継続指導・経過観察（いじめの解消 ※3か月を目安）

いじめの解消に向けた取組

<いじめ解消の目安>

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により慎重に判断）

- ☐ 解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ☐ SCを活用し、いじめを行った、いじめを受けた児童生徒への教育相談を実施する。

6 再発防止・未然防止活動

- ☐ いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめを許さない学校づくりを強化する。

安全・安心な学校づくりへの取組

（「鳥取県いじめ対応マニュアル～いじめの重大事態から学ぶ～」より引用）

※「情報を集約する担当者」は、本校では「いじめ防止担当（保健・教育相談部主任）」を指す

※「学校いじめ対策組織等」は、本校では「いじめ対策委員会」を指す

※県教育委員会の「いじめ・不登校総合対策センター」は「生徒支援・教育相談センター」に名称変更

※いじめ対策委員会は、生徒指導委員会を兼ねて開催可能

7 重大事態への対処等

＜いじめの重大事態とは＞

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法 28 条 1 項 1 号関連)
- ※法第 28 条第 1 項第 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、
- ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 などのケースを想定。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法 28 条 1 項 2 号関連)
- ※法第 28 条第 1 項第 2 号「相当の期間学校を欠席する」については、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 県教育委員会への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、学校は、速やかに県教育委員会事務局高等学校課に報告する。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、県教育委員会において実施する調査に協力する。(法 28 条)

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように組織を構成する。

(3) 事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

(4) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該生徒やその保護者に適切なケア・指導を行う。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

また、いじめを行った生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(5) いじめを受けた生徒やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報の取扱い

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

(6) 事後の再発防止の取組

調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の

学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

(7) 報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。(法 29 条 1 項、法 30 条 1 項、法 31 条 1 項)

8 施行期日

この基本方針は令和 7 年 1 1 月 2 0 日から施行する。